

保護者 様

広島県立日彰館高等学校長

インフルエンザによる治癒証明書について

インフルエンザと診断された場合には、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止の取扱いをいたします。これは、患者が安心して治療・休養を受け、他への感染を防ぐための措置で、欠席扱いになりませんので、治療に専念してください。

インフルエンザの場合は医療機関の証明は不要ですが、特別欠席の手続きを適正に行うため、保護者が下記証明書に記入し保護者名にサインをしてください。その際、受診・服薬による治療を証明できるもの（診療明細書または調剤明細書の写し）を添付してください。

インフルエンザによる出席停止の期間に基準は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」となっています。
なお、発症した日と解熱した日は 1 日目として数えませんので御注意ください。

..... き り と り

インフルエンザ治癒証明書

広島県立日彰館高等学校長 様

年 組 氏名 _____

病 名

受診医療機関名

登校を控える期間 令和 年 月 日 () から

..... 令和 年 月 日 (.....)

令和 年 月 日

保護者名